
リベラリズムの伝統—ロック、J. S. ミル、アダム・スミス

●リベラリズムとは何か

liberalism (E)/ Liberalismus (G)/ libéralisme (F) = 「自由主義」？

二つの自由概念……アイザイア・バーリン Isaiah Berlin (1909-1997)

「二つの自由概念」 Two Concepts of Liberty (1958)

消極的自由(Freedom from) 強制の欠如、個人がその欲求の実現を妨害されないこと。
積極的自由(Freedom to) 欲求を抑え、より高級で理性的な自我を実現すること。

J. グレイによる整理

個人主義	社会集団の要求に対する個人の道徳的優位
平等主義	個人の道徳的地位の対等化と法的政治的差別の否定
普遍主義	歴史的文化的差異を超えた人類の道徳的一体化
改革主義	社会制度・政治機構の修正可能性の主張

リベラル・デモクラシー liberal democracy ……現代政治の中心

「民主主義」 = demos (民衆) + kratia (支配・権力) …… -ism (主義)ではない。

政体 politeia (Gr) の一形態……国家における政治権力の配置と権力行使の体制

リベラリズム(自由主義)とデモクラシー(民主政)の対立を内包した折衷的制度

主要な要素 代表民主政……選挙を通じた代表の選出
人権の保障……民主政原理に対する歯止め
抑制均衡……三権分立など、権力の相互監視のシステム

●リベラリズムの誕生

絶対主義と王権神授説

ボダン Jean Bodin (1530-1590)

『国家論』 Les six livres de la République (1576)

絶対君主制を正当化する主権理論

「主権とは、国家の絶対にして永続的な権力である」……永続性・絶対性・不可分性
立法権を中心とする主権観、主権者命令説→制定法中心の法概念

イングランドの歴史

早期に国家統一が完成、宗教改革(16世紀前半、ヘンリー8世期)

ステュアート朝の絶対主義

ジェームズ1世(在1603-1625) 国教会信仰を強制→ピューリタンの反発

チャールズ1世(在1625-1649) 外交政策→課税問題で議会と対立

清教徒革命

1640 ステュアート朝の絶対主義に反発、長期議会において国王派と議会派が全面的に対立。

1642 紛争勃発。

1646 クロムウェル Oliver Cromwell の指揮により国王軍に勝利。

1649 チャールズ1世処刑、共和制を宣言。クロムウェル護国卿 Lord Protector に(1653)。

1660 王政復古

E. クック Edward Coke (1552-1634)

コモンローの優越、保障された権利は法(制定法)に優先すると主張→基本権論の萌芽。

「国王といえども神と法の下にある」(ブラクトン)

名誉革命と権利章典

名誉革命(1688)

- ジェームズ2世(在位 1685-1689) カトリック復帰計画、親フランス政策。
- 議会、ジェームズ2世の長女メアリとその夫オラニエ公ウィレムを招請、王位に就ける。
- メアリ2世・ウィリアム3世は議会の提出した「権利の宣言」を承認。
- 1689「権利の章典」

ジョン・ロック John Locke (1632-1704)

『寛容に関する第一書簡』 A Letter concerning Toleration (1689)

『統治二論』 Two Treatises of Government (1689)

王権神授説批判、市民政府論の主張

自然状態 state of nature ……私的財産制のある平和的共存状態

人々が自然法の範囲内で、その行動を律し、自ら適当と思うままに、その財産(possessions)と身体(persons)を処置するという完全に自由な状態

自然的自由の権利において万人が平等であること

→ 何人も他人の生命・自由・財産を傷つけるべきではないとする自然法(理性の命令)

property(所有物)としての生命・自由・財産 → 財産と身体の自己所有・自己決定権

社会契約説 social contract (theory) / (theorie du) contrat sociale / (Theorie von) Gesellschaftsvertrag

個々人の自然的権力を委譲して成立した国家→信託違反の為政者を放逐する権利=抵抗権

J. S. ミル John Stuart Mill (1806-1873)

『自由論』 On Liberty (1859)

『功利主義論』 Utilitarianism (1863)

民主政による多数者の専政、少数者への圧迫を指摘。

自由への干渉が正当化される場合を危害防止に限定……他者危害原理

モラリズム(moralism)・パターナリズム(paternalism)を批判。

善の構想の複数性を承認……「善に対する正義の優越」リベラリズムの中心理念

●自由主義経済思想……アダム・スミス

アダム・スミス Adam Smith (1723-1790)

『諸国民の富』(通称『国富論』) An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations (1776)

統制経済批判。自由競争による経済の活性化。

「神の見えざる手」the invisible hand ……自然な秩序形成を理想とする考え方

夜警国家論 nightwatchman state

匡正的正義のための国家。国家の役割は防衛・司法行政・公共事業に限定される。

『道徳感情論』 The Theory of Moral Sentiments (1759)

人間の自然本性は「利己的」

他者と調和する個々人の利己的活動によって社会は進歩する → 私益公益論

利己性を第三者の共感によってチェックするための「公平な観察者」impartial spectator 基準

夜警国家論の限界

貧富の差の拡大、構造化

→ 社会不安・労働運動の発生……共産主義 communism・社会主義 socialism からの批判

独占の問題……「事実上の独占」de facto monopoly、計画的な独占